

2025年9月3日
株式会社USEN TRUST

令和7年9月2日からの大雨に係る災害により 被害を受けられた皆さまへ

令和7年9月2日からの大雨により、被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、代位弁済にかかる賃料のお支払いに関して一定の払込猶予期間の特別措置をとらせていただきます。

<賃料払込猶予期間>

お申し出により、賃料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

特別措置の適用をご希望のお客さまは、当社カスタマーインタラクショナルセンターへご連絡ください。

株式会社USEN TRUST カスタマーインタラクショナルセンター 03-6772-8704

※受付時間：10:00-18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2025年9月18日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
秋田県	能代市、北秋田郡上小阿仁村、南秋田郡五城目町	9月2日